

保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務委託仕様書（訂正版）

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する保育士・保育の現場の魅力発信イベント業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 目的

現職保育士及び潜在保育士などを対象に、保育フォーラムや研修を通して保育士や保育現場の魅力を発信することで、保育士のモチベーションアップや離職防止につなげていく。さらに、養成校学生や保育に興味がある人などにとっても、学びの場となり、保育士を目指す一助となるように実施する。また、就職相談会や保育士業務に役立つ体験なども併せて実施することで、さらなる保育人材の確保にもつなげていく。

2 委託期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月31日（火）まで

3 委託料

- (1) 4,471,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- (2) 委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとなる。
- (3) 対象経費

想定される経費内容を下記のとおり提示する。イベントに係る一切の経費を乙が負担する。なお、委託料内で、企画提案により自由に区分・内容は変更可能とする。

番号	区 分	内 容
1	企画	マニュアル・台本・資料
2	制作	看板など当日設置するもの
3	当日進行	当日スタッフ 10名以上確保すること。
4	会場使用料	会場・控え室・音響など
5	司会料	イベント司会・研修司会等
6	謝金	講師（旅費等一切の経費含む）・イベント協力者等
7	広報費	ポスター等を作成し、データ版も納品すること。 甲から送付する周知予定先 ・ポスター（県内市町主管課、県内指定保育士養成施設、 県内ハローワーク） ・データ（県内教育・保育団体、県内教育・保育施設） ほか、周知先や広告手法についても提案すること。 ・SNSや配信動画についても提案すること。

8	アンケート	アンケートフォーム制作・取りまとめ（アンケート内容は甲が提示する。） イベント参加申込時や当日アンケート実施予定。
9	景品	イベント参加者向けの抽選品等
10	消耗品費	
11	保険料	イベント実施に係る保険料
12	一般管理費	上記計の10%
13	消費税	

4 事業概要

下記内容を企画提案書に盛り込むこと。

(1) イベント日時

- ・夏場の就職相談会の時期と重ならない1月～2月のうちの1日（土日祝）とし、時間帯は午前もしくは午後とする。
- ・日時は、2案提示すること。
- ・全体での来場者は、300名程度の来場を想定している。なお、実際の来場者数により委託料の変更はしない。

(2) 保育フォーラム案

- ・乙は、発表者及び参観者の必要な物品等を準備、設営する。
- ・乙は、保育フォーラム時の司会進行及び、パソコン操作を行うこと。

(3) 研修講師案

- ・2案程度提示。
- ・2時間程度の講話とする。
- ・講師は、保育に関する知識・経験・技術等があり、保育士や保育士を目指す方にとって共感や興味を持たれるような者とする。なお、栃木県ゆかりの方である必要はない。

(4) 会場案

- ・公共交通機関の利便性の高い会場とすること（有料、無料問わない。）。

(5) イベントブース案

- ・乙は、有資格者（離職者を含む）が改めて保育に魅力を感じ、離職防止やモチベーション向上並びに再就職への意欲が向上するようなイベントやブースを提案すること。
- ・乙は、養成施設の学生や保育に興味がある人等が、保育士の魅力を体験できるようなイベントやブースを提案すること。

(6) 相談会ブース

- ・乙は、社会福祉協議会及びハローワーク等の就職相談ブースの取りまとめ及び配

置を行うこと。

- ・なお、甲が下記のもは調整するが、ブース設置、謝金等経費は委託料に含めるものとする。

- ・支援センター、ハローワークのブース 1ブースずつ

(7) スケジュール案

- ・イベント開催までのスケジュール案を提示すること。

(8) 実施体制

- ・実施体制について提示すること。

(9) 周知方法

- ・乙は、現役保育士、潜在保育士、養成校学生及び保育に興味がある人の来場が見込めるような周知方法を、それぞれより具体的に提示すること。

6 留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、職業に関する選択は、あくまで個人の価値観に基づくものであるため、価値観の押しつけととられることの無いよう十分に留意すること。
- ・性別役割分担があるかのような表現は行わないよう留意すること。
- ・関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- ・各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・甲は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の属する年度の終了後5年間保存すること。
- ・甲と打合せ時には、議事録を作成し、共有すること。議事録はA4 1枚程度とし、次回打ち合わせまでのToDoリストが分かるものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めることとする。

7 その他

- ・各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費は、全て委託金額に含むこと。
- ・本事業の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、甲の承認を得ること。
- ・各業務の詳細について甲と協議の上決定し、進捗状況を綿密に甲に報告すること。
- ・事業完了後、速やかに事業完了報告書を作成し、甲に提出すること。

8 成果品

(1) 提出物

実績報告書（A 4 判）紙媒体 1 部及びCD-R 1 枚

(2) 提出場所

栃木県保健福祉部こども政策課子ども・子育て支援班

(3) 提出期限

令和 8 (2026) 年 3 月 31 日（火）

9 総括責任者

- ・乙は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。
- ・統括責任者は、原則として変更できないこととする。